

岐阜県公報

第 百 八 十 七 号

令 和 三 年 三 月 十 九 日

(金 曜 日)

目 次

規 則

政治倫理の確立のための岐阜県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(秘 書 課) 一三八 ^ベ
過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 課) 一三八
特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同) 一三九
岐阜県乗鞍環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	(同) 一三九
岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同) 一三九
岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(職 員 厚 生 課) 一三九
岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則	(同) 一四一
岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(廃 棄 物 対 策 課) 一四三
岐阜県博物館入館料等規則の一部を改正する規則	(文 化 伝 承 課) 一四三
岐阜県高山陣屋入場料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	(同) 一四三
岐阜県美術館観覧料等徴収規則の一部を改正する規則	(同) 一四三
岐阜県現代陶芸美術館観覧料等徴収規則の一部を改正する規則	(同) 一四四
岐阜県図書館使用料徴収規則の一部を改正する規則	(同) 一四四

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)

岐阜県美術館管理規則の一部を改正する規則	(同) 一四四
岐阜県現代陶芸美術館管理規則の一部を改正する規則	(同) 一四五
岐阜県博物館管理規則の一部を改正する規則	(同) 一四五
岐阜県福祉・農業会館管理規則の一部を改正する規則	(同) 一四五
岐阜県死体解剖保存法施行細則の一部を改正する規則	(健 康 福 祉 政 策 課) 一四五
岐阜県柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則	(医 療 整 備 課) 一四六
岐阜県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(同) 一四六
岐阜県医療法施行細則の一部を改正する規則	(同) 一四六
岐阜県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則	(同) 一四七
岐阜県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(保 健 医 療 課) 一四八
岐阜県化粧場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(同) 一四八
岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(生 活 衛 生 課) 一四九
岐阜県福祉友愛プール条例施行規則の一部を改正する規則	(同) 一五〇
岐阜県福祉友愛アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則	(障 害 福 祉 課) 一五〇
情報科学芸術大学院大学条例施行規則の一部を改正する規則	(同) 一五一
岐阜かかみがはら航空宇宙博物館条例施行規則の一部を改正する規則	(産 業 技 術 課) 一五一
岐阜県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(航 空 宇 宙 産 業 課) 一五一
	(砂 防 課) 一五二

令 和 三 年 三 月 十 九 日

岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関

する条例施行規則の一部を改正する規則

(同) (一五二)

岐阜県都市緑地法施行細則の一部を改正する規則

(都市政策課) (一五二)

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

(都市公園課) (一五二)

告 示

岐阜県表彰規程の一部改正

(秘書課) (一五三)

岐阜県恩給及退職料給与手続の一部改正

(職員厚生課) (一五三)

訓 令 甲

岐阜県公印規程の一部を改正する訓令

(法務・情報公開課) (一五五)

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(職員厚生課) (一五五)

規 則

政治倫理の確立のための岐阜県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十二号

政治倫理の確立のための岐阜県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための岐阜県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成七年岐阜県規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

第九条中「認印することにも、」を削る。

別記第一号様式から別記第四号様式までの規定中「廿四」及び「廿五」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十三号

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例施行規則（昭和四十五年岐阜県規則第百三十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十四号

特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例施行規則（平成十三年岐阜県規則第三百二十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「^㉔」を削り、同様式備考第二号中「^㉔」を、「^㉕」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県乗鞍環境保全税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十五号

岐阜県乗鞍環境保全税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県乗鞍環境保全税条例施行規則（平成十五年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第四号様式までの規定中「^㉔」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十六号

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例施行規則（平成二十八年岐阜県規則第三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「^㉔」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十七号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年岐阜県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「記名押印」を「記名」に改め、同條第三項中「つゞ」を「都度」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別記第二号様式中「^㉔」を削り、同様式注意事項を次のように改める。

〔注意事項〕

とし、第三号を第二号とし、同様式注意事項第四号中「 ㊦ 」を「 ㊧ 」に改め、同号(4)中「 ㊦ 」を「 ㊧ 」に改め、同号を同様式注意事項第三号とする。

別記第十二号様式中「 ㊦ 」を削り、同様式注意事項第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

別記第十三号様式中「 ㊦ 」を削り、同様式注意事項第一号を削り、第二号を第一号とし、同様式注意事項第三号中「 ㊦ 」を「 ㊧ 」に改め、同号を同様式注意事項第二号とする。

別記第十五号様式中「 ㊦ 」を削り、同様式注意事項第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

別記第十五号様式の二中「 ㊦ 」を削り、同様式注意事項第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

別記第十六号様式中「 ㊦ 」を削り、同様式注意事項第一号を削り、同様式注意事項第二号中「 ㊦ 」を「 ㊧ 」を「 ㊨ 」に改め、同号を同様式注意事項第一号とし、同様式注意事項第三号を第二号とする。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十八号

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

岐阜県職員被服貸与規則(昭和四十六年岐阜県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「別記第一号様式」を「別記様式」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第七条の見出し中「届け出」を「届出」に改め、同条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別表十一の項第一号中

長靴	一足	三年	
----	----	----	--

を

改め、同表二十八の項第二号中

長靴	一足	三年	
登山靴	一足	二年	

に

予防衣	一着	一年	軽油分析調査に従事する職員に限る。
-----	----	----	-------------------

を

予防衣	一着	一年	軽油分析調査に従事する職員に限る。
防寒服	一着	三年	

に

改める。
別記第一号様式を次のように改める。

別記第二号様式を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十九号

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県規則第六号の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉑」を削り、「あたった」を「当たった」に改める。

別記第二号様式から別記第五号様式までの規定中「㉒」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県博物館入館料等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十号

岐阜県博物館入館料等規則の一部を改正する規則

岐阜県博物館入館料等規則（昭和五十一年岐阜県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式ア備考を次のように改める。

備考 用紙の大きき、図柄等は、博物館長が定める。

別記第三号様式中「㉑」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県高山陣屋入場料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十一号

岐阜県高山陣屋入場料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県高山陣屋入場料徴収条例施行規則（昭和五十五年岐阜県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式ア備考を次のように改める。

備考 用紙の大きき、図柄等は、岐阜県高山陣屋管理事務所長が定める。

別記第三号様式中「㉑」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県美術館観覧料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十二号

岐阜県美術館観覧料等徴収規則の一部を改正する規則

岐阜県美術館観覧料等徴収規則（昭和五十七年岐阜県規則第百二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式備考及び別記第二号様式備考中「及び表面の図柄は、美術館長」を「

図添附頁、扉挿漏紙添附」に改める。

別記第四号様式備考を削る。

別記第五号様式中「㊸」を削る。

別記第七号様式中「㊸」を削り、同様式備考を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県現代陶芸美術館観覧料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十二号

岐阜県現代陶芸美術館観覧料等徴収規則の一部を改正する規則

岐阜県現代陶芸美術館観覧料等徴収規則（平成十四年岐阜県規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式備考及び別記第二号様式備考中「及び紙面の図添」を、「図添」に改める。

別記第四号様式備考を削る。

別記第五号様式中「㊸」を削る。

別記第七号様式中「㊸」を削り、同様式備考を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県図書館使用料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十四号

岐阜県図書館使用料徴収規則の一部を改正する規則

岐阜県図書館使用料徴収規則（平成二十三年岐阜県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中

「申請者が18歳未満の場合は、保護者の同意が必要です。申請の際保護者の方が自筆し、及び押印してください。」

保護者同意欄	ふりがな	保護者印
氏名		

別記第四号様式中

「免除を避けようとする使用料の額」を「免除を避けようとする使用料の額」に改め、同様式備考を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県美術館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十五号

岐阜県美術館管理規則の一部を改正する規則

岐阜県美術館管理規則（令和元年岐阜県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式中「㊸」を削る。

別記第七号様式中

「取扱書印」を「取扱書」に改め、同様式備考を削る。

に改める。

別記第九号様式中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県現代陶芸美術館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十六号

岐阜県現代陶芸美術館管理規則の一部を改正する規則

岐阜県現代陶芸美術館管理規則（令和元年岐阜県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「㊦」を削る。

別記第四号様式中

㊦	を	㊦	に	㊦	を	㊦
---	---	---	---	---	---	---

に改める。

別記第六号様式中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県博物館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十七号

岐阜県博物館管理規則の一部を改正する規則

岐阜県博物館管理規則（令和元年岐阜県規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式中「㊦」を削る。

別記第五号様式中

㊦	を	㊦
---	---	---

に改める。

別記第七号様式中「㊦」を削る。

別記第十一号様式中

㊦	を	㊦
---	---	---

に改める。

別記第十二号様式中「㊦」を削る。

別記第十三号様式中

㊦	を	㊦
---	---	---

に改める。

別記第十四号様式中「㊦」を削る。

別記第十五号様式中

㊦	を	㊦
---	---	---

に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県福祉・農業会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十八号

岐阜県福祉・農業会館管理規則の一部を改正する規則

岐阜県福祉・農業会館管理規則（昭和五十五年岐阜県規則第三十六号）の一部を次の

よひに改正する。

別記第五号様式中「す」を「せ」に改正する。

個人	生年月日	1明治	2大正	3昭和	4平成	年 月 日
	性 別	1男	2女			

を

個人	生 年 月 日	年 月 日
----	---------	-------

に

改め、「し、及び押印」を削る。

		保護者印
--	--	------

を

--	--

に

改める。

別記第七号様式中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県死体解剖保存法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十九号

岐阜県死体解剖保存法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県死体解剖保存法施行細則（昭和三十年岐阜県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削る。

別記様式第二号中「㊦」を削り、同様式注中「写」を「写し」に改める。

別記様式第三号中「㊦」を削り、「第9条ただし書き」を「第9条ただし書き」に改める。

別記様式第四号中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十号

岐阜県柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県柔道整復師法施行細則（昭和四十五年岐阜県規則第一百五十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削り、同様式注意事項第五号中「記入」を「記入」に改める。

別記第二号様式中「㊦」を削り、同様式注意事項第五号中「記入」を「記入」に改める。

別記第三号様式中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

岐阜県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十一号

岐阜県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（昭和四十五年岐阜県規則第五百十六号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「印」を削り、同様式注意事項第五号中「記入」を、「記入」に改める。

別記第二号様式中「印」を削り、同様式注意事項第五号中「記入」を、「記入」に改める。

別記第三号様式中「印」を削る。

別記第四号様式中「印」を削り、同様式注意事項第四号中「記入」を、「記入」に改める。

別記第五号様式中「印」を削り、同様式注意事項第四号中「記入」を、「記入」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十二号

岐阜県医療法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県医療法施行細則（平成十二年岐阜県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「印」を削る。

別記第二号様式の二中「印」を削り、同様式添付書類第四号中「印」を、「印」に改める。

別記第三号様式から別記第五号様式の三までの規定中「印」を削る。

別記第六号様式中「印」を削り、同様式添付書類第六号中「印」を、「印」に改める。

別記第七号様式から別記第二十七号様式まで、別記第二十九号様式及び別記第三十一号様式中「印」を削る。

別記第三十一号様式の二中「印」を削り、同様式添付書類第一号中「印」を「印」を削る。

別記第三十二号様式から別記第三十二号様式の四までの規定中「印」を削る。

別記第三十三号様式中「印」を削り、同様式添付書類第六号中「第6号」を「第6号」に改める。

別記第三十四号様式から別記第四十四号様式までの規定中「印」を削る。

別記第四十五号様式中「印」及び「印」を削る。

別記第四十六号様式中「印」及び「印」を削る。

別記第四十七号様式中「印」を削る。

別記第四十八号様式中「印」を「印」に改め、同様式添付書類第一号中、「就任承諾書及び印鑑証明書」を「及び就任承諾書」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十三号

岐阜県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県歯科技工士法施行細則（平成二十四年岐阜県規則第三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「印」を削り、同様式注意事項第五号中「記入」を、「記入」に改

<p>この規則は、令和三年四月一日から施行する。</p> <p>岐阜県化驗場等に関する法律施行細則の一節を改正する規則を「」に公布する。</p> <p>令和三年三月十九日</p> <p>岐阜県知事 中 田 謙 様</p> <p>岐阜県規則第五十五号</p> <p>岐阜県化驗場等に関する法律施行細則の一節を改正する規則</p> <p>岐阜県化驗場法等に関する法律施行細則（昭和三十一年岐阜県警察部長五十五号）の一節を次のように改正する。</p> <p>「岐阜県知事 様</p> <p>岐阜県一市警察長 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては名称並びに代表者の氏名） 住所（法人にあつては、主たる地） 住所（法人にあつては、主たる氏名及び印）」 連絡先</p> <p>事務所（所在地） 住所（法人にあつては、主たる地） 住所（法人にあつては、主たる氏名及び印）」 連絡先</p> <p>岐阜県一市警察長 住所（法人にあつては、主たる地） 住所（法人にあつては、主たる氏名及び印）」 連絡先</p> <p>岐阜県知事（保健所長） 様</p> <p>住所（法人にあつては、主たる地） 住所（法人にあつては、主たる氏名及び印）」 連絡先</p>	<p>にあつては、名称及び代表者の氏名） 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地） 住所（法人にあつては名称並びに代表者の氏名） 住所（法人にあつては、主たる地） 住所（法人にあつては、主たる氏名及び印）」 連絡先</p> <p>「岐阜県知事 様</p> <p>住所（法人にあつては主たる事務所の所在地） 住所（法人にあつては名称並びに代表者の氏名） 住所（法人にあつては、主たる地） 住所（法人にあつては、主たる氏名及び印）」 連絡先</p> <p>事務所（所在地） 住所（法人にあつては、主たる地） 住所（法人にあつては、主たる氏名及び印）」 連絡先</p> <p>岐阜県一市警察長 住所（法人にあつては、主たる地） 住所（法人にあつては、主たる氏名及び印）」 連絡先</p> <p>「岐阜県知事 様</p> <p>住所（法人にあつては、主たる地） 住所（法人にあつては、主たる氏名及び印）」 連絡先</p> <p>岐阜県知事（保健所長） 様</p> <p>住所（法人にあつては、主たる地） 住所（法人にあつては、主たる氏名及び印）」 連絡先</p>
---	--

にあつては、主たる事務所の所在地) にかゝる。にあつては、名称及び代表者の氏名)

「岐阜県知事 様」

岐阜県六ヶ所警察官中

住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては名称並びに代表者の

「岐阜県 保健所長 様」

地) にかゝる。

住所 (法人にあつては、主たる氏名 (法人にあつては、名称及び連絡先

事務所の所在地) にかゝる。び代表者の氏名)

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県化製場等に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙 (以下「旧用紙」といふ。)がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県化製場等に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十六号

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則 (平成十八年岐阜県規則第五百四十四

号) の一部を次のとおりにかゝる。

「法人にあつては、その名称) 並びに代表者の氏名及び印) 」

「 年 月 日 第 号」

「 年 月 日 第 号」

「法人にあつては、その名称) 並びに代表者の氏名及び印) 」

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙 (以下「旧用紙」といふ。)がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県福祉友愛プール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十七号

岐阜県福祉友愛プール条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県福祉友愛プール条例施行規則 (平成二十八年岐阜県規則第五号) の一部を次の

ように改正する。別記第六号様式中「印」を削る。

別記第八号様式中「印」を削る。母識者が18歳未満の場合は、保護者の同意が必要で、母識の際保護者の方が自筆し、及び押印してください。

希望事項	ふじがな	希望事項
印	改	印

削る。

附 則

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第六号様式及び別記第八号様式により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の別記第六号様式及び別記第八号様式の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県福祉友愛アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十八号

岐阜県福祉友愛アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県福祉友愛アリーナ条例施行規則（平成三十年岐阜県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式及び別記第七号様式中「印」を削る。

別記第八号様式中「希望事項 印」を「希望事項」に改め、

「申請者が18歳未満の場合は、保護者の同意が必要です。申請の際保護者の方が自署し、及び押印してください。」

希望事項	ふじがな	希望事項
印	改	印

削る。

別記第九号様式及び別記第十号様式中「印」を削る。

附 則

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。

- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第六号様式から別記第十号様式までの規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後のこれらの規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

情報科学芸術大学院大学条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十九号

情報科学芸術大学院大学条例施行規則の一部を改正する規則

情報科学芸術大学院大学条例施行規則（平成十三年岐阜県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第七号様式までの規定中「印」を「」に改める。

附 則

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十号

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館条例施行規則（平成二十九年岐阜県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「印」を削る。

別記第二号様式中「」及び「押印」を削り、

	和 平 年 代

に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十一号

岐阜県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する
規則

岐阜県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和四十五年岐阜県
規則第八号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「^㉔」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例施行規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十二号

岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例施行規則の一
部を改正する規則

岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例施行規則（平成十
五年岐阜県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「^㉔」を削る。

別記第二号様式中「^㉔」を削り、「^㉕」を「^㉖」に改める。

別記第三号様式及び別記第十号様式中「^㉔」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県都市緑地法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十三号

岐阜県都市緑地法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県都市緑地法施行細則（昭和六十年岐阜県規則第九号）の一部を次のように改正
する。

別記第一号様式及び別記第三号様式中「^㉔」を削る。

別記第四号様式中「^㉔」を削り、「^㉕」を「^㉖」に改める。

別記第五号様式及び別記第七号様式中「^㉔」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十四号

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県都市公園条例施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第百三十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第五号様式の二までの規定中「㉔」を削る。

別記第七号様式の六中「㉔」を削る。

別記第八号様式中「㉔」を削る。

「登録申込者が18歳未満の場合は、保護者の同意が必要です。新規申込みの際、保護者の方が自筆・捺印してください。」

別記第八号様式の三中

登録申請書	フリガナ	登録番号
氏名		

を削る。

別記第十号様式及び別記第十一号様式中「㉔」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百十号

岐阜県表彰規程（平成十一年岐阜県告示第七百三十九号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

別記第一号様式及び別記第三号様式中「㉔」を削る。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県告示第百十一号

岐阜県恩給及退隠料給与手続（昭和九年岐阜県告示第百十九号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

第六条中「左ノ書類ヲ添ヘ」を削り、同条各号を削り、同条に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テ恩給証書、退隠料証書又ハ裁定通知書ヲ毀損シタルトキハ毀損シタル恩給証書、退隠料証書又ハ裁定通知書ヲ添附スベシ
第一号様式から第十四号様式までの規定中「㉔」を削る。
第十七号様式を次のように改める。

再交付申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

退職当時の官職名
(遺族の場合は身分関係)

氏 名

下記の証書（裁定通知書）を亡失（毀損）しましたので、再交付してください。

記

- 1 種別
- 2 裁定年月日
- 3 記号番号
- 4 金額
- 5 申請の理由及び亡失（毀損）のてん末

(添付書類)

毀損の場合にあつては、毀損した証書（裁定通知書）

附 則
この告示は、令和三年四月一日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三号

岐阜県公印規程の一部を改正する訓令

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

庁中一般
各現地機関

岐阜県公印規程の一部を改正する訓令

岐阜県公印規程（昭和三十九年岐阜県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中

「」

を

「」

に改める。

に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第四号

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程（昭和五十三年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中

「」

を

「」

に改める。

に改める。

別記第三号様式中

「」を削る。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社